

「相続税増税!？」《その2》 増税方向の改正点

<増税方向の改正点> 「基礎控除の40%減額」について。

今回は、来年からの改正点をご紹介しましたので、その内容をご紹介したいと思います。

基礎控除とは、相続税を計算する際に、相続する財産から差し引くことができる額で、相続税は、基礎控除で引ききれなかった部分に対して課税されます。

例えば、1億円の財産を相続しても、基礎控除が8,000万円あれば、相続税がかかるのは2,000万円に対してのみです。

これは「せっかく故人が残してくれた財産なのに、丸々全額に税金かけるのは可哀想でしょ」という意味合いがあります。

話を戻しますが、「基礎控除が40%減額」されるといくらになるのか？

平成26年12月31日までの基礎控除は「5,000万円＋法定相続人の人数×1,000万円」と決められていましたが、

平成27年1月1日からは「3,000万円＋法定相続人の人数×600万円」に改正になり、ちょうど40%減っています。

例えば、親1人と子3人の4人家族で考えてみましょう。

親が亡くなり、相続人が子3人の場合の基礎控除は、

今年までは5,000万円＋1,000万円×3人＝8,000万円でしたが、

来年からは3,000万円＋600万円×3人＝4,800万円となります。

仮に、相続財産が7,000万円あったとすると、改正前は申告も納税も不要ですが、改正後は申告義務が生じ、7,000万円－4,800万円＝2,200万円に対して相続税がかかることとなります。

そんなに財産あるわけないし、私には関係ないはず！と思っけていても、財産は現金や預金だけではありません。

自社株式や土地建物の評価が想像以上に高かったり、多額の生命保険を掛けていたりした場合、相続税が課税される場合もあります。

前回は触れましたが、この改正で相続税の申告をする人は従来の1.5倍になる見通しです。

皆様はいかがでしょう？

相続税の申告が必要かどうか、あるいは相続対策は何をしたらいいのか、気になった方はお気軽にお尋ねください。(U)

【個人事業の必要経費について】

実は必要経費の判断については各税理士間で判断にはバラツキがあり、しかも統一された判断基準は何処にも定められていません。その中で、否認されないよう、納税者に有利になるよう、ギリギリのラインを見定めるには、相応の知識や熱意が必要です。役所の言うがままの仕事をしていないのが当事務所のポリシー、今後も頑張ります!(F)

「お金」について《その1》

税理士は税務に関する専門家で、記号としての「¥」はともかく、リアルな「お金」に接することは多くありません。また税理士試験にはマーケティング理論もマネジメントメソッドも金銭道徳も受験科目にありませんから、税理士というだけではコンサルティングは出来ませんし、「お金」に関する専門家とも言えません。業務を通じて様々な企業の内情を知り、様々なケースを経験し、富裕層その他各層の方々と生で接し、机上での研鑽を積み、それらが結びあって、やっと様々な意味で一人前に近づくのだと思います。

私は以前から些か専門的な事項についての研修講師などをお引き受けすることは多かったのですが、最近はもっとプリミティブな「お金」に関する話を、彼方此方から求められるようになりました。これは「お金に関する一定の法則」を、私がほんの少しは身につけたから？いよいよ私も一人前の領域に近づいたかな(笑)

「お金」は汚いものではありませんが、汚く儲けたり汚く遣うことは出来ます。お金に対して悪いイメージをお持ちの方は、悪い儲け方や使い方の知識を多くお持ちなのです。「お金」が欲しくて堪らない人の所には「お金」は、やって来ません。殆どの不幸はお金で解決できますが、殆どの幸せはお金では買えません。だからお金に関する勉強が必要だという訳なんですね。(F)

「通勤費非課税限度額の引き上げ」

従業員に支給する通勤交通費は、限度額以内であれば本人に所得税が課税されません。公共交通機関の運賃実費以外に、マイカー・自転車通勤等の場合も、通勤キロ数に応じて非課税枠が決まっています。この非課税限度額が、このたび平成 26年4月1日に遡って引き上げられました。

非課税限度を超えて通勤費を支給している場合、課税されていた部分の一部が、4月に遡って非課税給与になります。

適用開始が4月1日なのに、政令が施行されたのが10月20日で、後手にまわっているためあまり周知されておらず、税務署から事業主の皆様のお手元に届いている「年末調整のしかた」にも記載されていません。(印刷、発送に間に合わなかったにせよ、税金が下がる話には税務署もあまり真剣ではないということでしょうか。)

すでに支払い済みの4月1日以降支給の通勤費で該当するケースがある場合は、修正を年末調整の際に行わなければならない、少々計算が面倒になります。

当事務所の関与先様で給与ソフトをお使いの方については、修正版が11月中にはお手元に届いていると思いますが、過去分の計算まで自動で行ってはいくれず、手計算が必要となるようです。該当する関与先様には後日、担当からご説明致しますので、ご安心下さい。(N)

改正になった所のみ⇒
※km数は「片道」です。



区 分		課税されない金額	
		改 正 後 (4月1日以降適用)	改 正 前
自動車や自転車など を使用している人に 支給する通勤手当	通勤距離が片道55km 以上	31,600円	24,500円
	通勤距離が片道45km 以上55km未満	28,000円	
	通勤距離が片道35km 以上45km未満	24,400円	20,900円
	通勤距離が片道25km 以上35km未満	18,700円	16,100円
	通勤距離が片道15km 以上25km未満	12,900円	11,300円
	通勤距離が片道10km 以上15km未満	7,100円	6,500円
	通勤距離が片道2km 以上10km未満	4,200円	4,100円
	通勤距離が片道2km 未満	(全額課税)	同 左